

事 務 連 絡

平成19年6月29日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）
（VOL.1）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、「障害福祉サービスに係る
Q&A（指定基準・報酬関係）（VOL.1）」を取りまとめましたので、適
切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知し
ていただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 山田・田中

TEL：03-3595-2528

（内線：3091・3036）

FAX：03-3591-8914

**障害福祉サービスに係
るQ & A（指定基準・報
酬関係）
（VOL. 1）**

問1 生活介護における看護職員については、単位ごとに、「1以上」配置しなければならないこととされているが、これは常勤換算方法により1人を配置すべきものと解して良いか。

(答)

生活介護における看護職員を含め、人員基準上、単に「1以上」配置すべきこととしている場合については、常勤換算方法により1人を配置すべきことを求めるものではなく、また、必ずしも常時（毎日）の配置を求めるものではない。

ただし、各事業所（施設）における利用者の障害の程度や状態像を踏まえ、適切なサービス提供体制が確保される必要があることに留意すること。

問2 昼間、生活介護（利用者30人、人員配置基準3：1）を実施している指定障害者支援施設における施設入所支援の生活支援員の配置について、夜間の時間帯が午後5時から翌日の午前9時まで設定されている場合、1週間に必要となる員数は、

- ・ 16時間（午後5時から午前9時まで）×7日間÷40時間（常勤職員が勤務すべき時間数）＝2.8人

ということで良いか。

（答）

1. 施設入所支援における生活支援員については、人員基準上、単に「1以上」としていることから、施設入所支援における生活支援員のみで夜間の時間帯を通じて確保される必要はなく、昼間実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されれば足りるものである。
2. この場合、昼間実施サービスにおける従業者が、各施設の運営規程に定める昼間実施サービスの提供時間帯以外の時間帯において勤務した時間についても、昼間実施サービスの勤務時間として繰り入れて差し支えないものであることに留意すること。
3. よって、ご指摘の事例の場合、夜間の時間帯を通じて施設入所支援として置くべき生活支援員を確保した上、夜間の時間帯も含む1週間の中で、
 - ・ $30人 \div 3 = 10人$
 - ・ $10人 \times 40時間（常勤職員が勤務すべき時間数） = 400時間（生活介護の従業者として必要な勤務時間数）$の勤務時間が確保されていれば、指定基準を満たしていることとなる。

問3 短期入所において送迎を実施する場合、利用者から負担を求めているか。

(答)

1. 指定短期入所事業所への利用に当たっては、利用者が自ら入所することを基本としているが、障害の程度等により自ら入所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定短期入所の利用が図られるよう、当該利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価を行っていることから、当該指定短期入所事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うことが望ましい。
2. ただし、この場合であっても、燃料費相当額については、サービス提供に関係のない費用として、利用者から負担を求めることは差し支えない。

問4 おむつ代について、事業所（施設）が利用者に対して提供した場合、当該費用について、利用者から求めることは可能か。

（答）

1. おむつ代については、利用者が自ら負担することを基本とするが、おむつを常時利用する必要がある重度の障害者の利用が見込まれる「療養介護」及び「生活介護」については、報酬上も一定の評価をしていることから、利用者に対し、指定生活介護事業所（施設）又は指定療養介護事業所が一律に提供するおむつについては、利用者から負担を求めてはならない。
2. ただし、利用者の希望及び選定により、当該指定生活介護事業所（施設）及び指定療養介護事業所が一律に提供するおむつ以外のおむつを提供する場合には、この限りではない。

問5 指定等をする上での従たる事業所の取扱いについて、その指定等の取扱いを詳しく示してほしい。

(答)

1. 生活介護等の「従たる事業所」は、主たる事業所の指定によって（合わせて1つの指定によって）行うことができるものである。よって、主たる事業所がない場合には従たる事業所というものは存在しない。

2. また、従たる事業所の事業種別は、主たる事業所の種別と同一のものであること。

(例) 主たる事業所が生活介護 → 従たる事業所も生活介護となる。

3. 従たる事業所は、多機能型事業所（主たる事業所）が事業の数だけ指定を受けるうち、その一つの指定に付随するものである。

(例) 生活介護及び機能訓練を行う多機能型事業所がある。この事業所の従たる事業所とは、

- ・主たる事業所の生活介護の指定に付随して行う生活介護事業所
 - ・ // 機能訓練 // 機能訓練事業所
- の2種類が考えられる。

4. 報酬単価、人員配置については、主たる事業所と合わせた定員数、平均障害程度区分、利用者数によって算定する（サービス提供単位が異なる場合を除く）。

問6 サービス提供単位を複数設ける場合（療養介護、生活介護、施設入所支援）の留意事項は何か。

（答）

1. 複数のサービス提供単位を設定する場合、その指定を別に行う必要はないものとするが、そのサービス提供単位ごとに次の最低定員数を満たさなければならない。

- ・療養介護及び生活介護 20人以上
- ・施設入所支援 30人以上

2. また、報酬を算定する場合には、事業所全体の定員規模に応じた単価を適用する。

（例） 定員が、生活介護：20人（サービス提供単位①）、生活介護：20人（サービス提供単位②）、就労継続支援B型：25人 である場合

→65人定員の報酬単価を適用する。

3. これに対し、人員配置に関しては、それぞれのサービス提供単位ごとに必要とされる員数を置く必要がある（サービス管理責任者に関しては、事業所全体の利用者数によって配置）。

問7 事業所の管理者が、サービス管理責任者等を兼務することは可能か。

(答)

1. 最低基準上、管理者については「専らその職務に従事する者でなければならない。」とあるが、ただし書きによって兼務も可能である旨が記載されている。
2. 管理者がその他の職務と兼務する場合には、人員配置基準上、同じ時間に双方の職務を行っているものとしてカウントすることができる。例えば、生活介護の一人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に4時間従事した場合、管理者（1人）と生活支援員（4時間分）として双方をカウントすることとなる。
3. また、サービス管理責任者と管理者を兼務している者について、その者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者1人で管理者（1人）とサービス管理責任者（利用者の数60人以下の場合は、常勤1人）の条件を満たすことができる。

問8 A施設（旧体系入所施設）を退所した利用者が、同日にB施設（旧体系入所施設）に入所した場合、どのように報酬を算定すればよいか。

（答）

1. 旧体系入所施設の場合、入退所日も1日分の報酬を算定することとなっている。よって、今回のケースでは同日に2つの施設分の報酬を算定することの可否が問題となる。
2. A施設とB施設が同一法人により運営されている場合には、両方の施設において報酬を算定することは適当でなく、どちらか一方の施設の報酬のみを算定することとする。
3. しかしA施設とB施設が異なる法人により運営されている場合、どちらか一方にのみ報酬を算定するという取扱いは難しいため、この場合には双方の施設について算定して差し支えない。

問9 障害程度区分3である特定旧法受給者が、障害者支援施設に入所している。この利用者が50歳になり、経過措置を用いずに障害者支援施設に入所できるようになった場合、サービス費はいつの時点から変わるのか（経過措置利用者の単価→通常の利用者の単価）。

（答）

1. 平成18年10月以降における特定旧法受給者については、障害程度区分が条件に満たなかったとしても、経過措置により従前から入所する施設を利用することができることとされている。

→経過措置利用者の単価を適用。

2. また、特定旧法受給者であって、障害程度区分が利用基準に足りている場合、経過措置利用者としてではなく、通常の利用者としての支給決定を受けることとなる。

→通常の利用者の単価を適用。

3. 今回のケースでは、50歳で区分3の利用者であり、既に経過措置利用者とは言えないため、誕生日から通常単価を適用することとし、その際には、通常の利用者としての支給決定を受けていただくこととする。

問10 平成19年4月以降については、入所施設における入院・外泊時加算を1月に8日算定することが可能となったが、これに伴い、補足給付の算定可能日数はどのようなになるか。

(答)

1. 平成18年4月以降、入院・外泊時加算が算定可能な期間については補足給付を算定することが可能である取扱いとなっている。
2. 平成19年4月以降についても、入院・外泊時加算を算定可能な期間について補足給付を算定可能とし、よって1月に8日（最大3ヶ月）算定することができる。
3. なお、入院・外泊時における実費算定額（食費及び光熱水費に係る補足給付前の算定上の実費徴収額をいう。）については、施設と利用者の契約により算定できるかどうか決定されることであるが、利用実績がない期間に実費徴収することは適切ではない。